

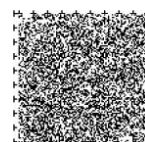
# 岩出市人権施策基本方針

## 第二次改定版

すべての人の人権が尊重され、心安らかに、  
住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現

令和3年3月

岩出市





はじめに

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と明記された「世界人権宣言」が国際連合総会で採択されて既に70年以上が経過した現在、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になっています。



本市では、すべての行政分野において、人権問題に対応するための総合的な施策の基本方向を示し、人権が尊重されるまちの実現にむけ、平成23年に「岩出市人権施策基本方針」を策定しました。5年後の平成28年に改定を行い、基本方針に基づき人権施策の総合的・効果的な推進に努めてきました。

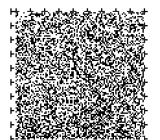
しかしながら、依然として子どもや女性、高齢者等に対する人権侵害や虐待など、より対応の強化が求められる課題のほか、近年、SNSなどインターネット上の人権侵害の多様化、性的少数者の人権、さらに新型コロナウイルス感染症に関連した様々な人権課題が顕在化しており、今後も解決に向け、人権教育啓発のより積極的な取組とともに、人権尊重の視点で施策の推進に努めることが求められています。

この度、本市では、このような課題や新たな法令施行などを踏まえ、基本方針の改定を行いました。今後はこの基本方針に基づき、行政が中心的役割を担いつつ、市民との協働によって、すべての人の人権が尊重され、誰もが自分らしく、生き生きと暮らしていける幸せを享受できる社会の実現をめざして、さまざまな分野における人権施策を総合的に推進してまいります。

結びに、今回の基本方針の改定にあたり、熱心なご審議を賜りました岩出市人権推進懇話会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただきました、市民の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、本方針の実現に向けて皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

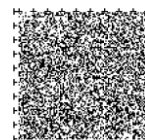
岩出市長 中 芝 正 幸





# 目次

第1章	はじめに	1
1	基本方針の趣旨	1
2	人権をめぐる動向	1
(1)	国際的な主な動き	1
(2)	国内の主な動き	3
(3)	和歌山県の主な動き	4
(4)	岩出市の主な動き	6
第2章	基本的な考え方	8
1	人権施策の基本理念	8
2	人権施策の目標	8
3	人権施策基本方針の位置づけ	9
4	施策の体系図	10
第3章	人権施策の基本的な方向性	11
1	人権尊重の視点に立った行政の推進	11
(1)	人権尊重の視点に立った施策や制度の創設等	11
(2)	人権尊重の施策に携わる職員研修等の充実	11
2	人権教育・啓発の推進	12
(1)	人権教育の推進	12
(2)	人権啓発の推進	14
3	特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進	15
4	相談・支援の推進	15
(1)	相談・支援体制の充実・強化	15
(2)	救済体制の連携強化	18
第4章	分野別施策の推進	19
1	同和問題（部落差別）	19
2	子どもの人権	23
3	女性の人権	29
4	高齢者の人権	34
5	障害のある人の人権	39
6	外国人の人権	44
7	感染症（ハンセン病、H I V等）・難病患者等の人権	48
8	情報化社会（S N S等インターネット上）における人権	52
9	性的マイノリティ（性的少数者）に関する人権	56
10	その他の様々な人権（働く人の人権、北朝鮮当局による拉致問題等）	59



第5章 施策の総合的な推進	63
1 人権施策の推進体制	63
(1) 市における推進体制	63
(2) 国・県・関係団体等との連携・協働	63
2 人権施策の推進管理	63
(1) 情報の収集と提供	63
(2) 施策の点検・評価と方針の見直し	63
用語の解説	64
資料	75
1 世界人権宣言	75
2 日本国憲法（抄）	78
3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	80
4 和歌山県人権尊重の社会づくり条例	81
5 岩出市人権推進懇話会条例	83
6 岩出市人権推進懇話会委員名簿	85

(注) 本文中「※」の付いた言葉は「用語の解説」において説明を記載しています。

